

業務規程変更認可申請書

平成30年4月6日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

申請者の住所 東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称 一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名 理事長 村上 堯



電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容

業務規程、取引規程、取引会員規程の改定ならびに非化石価値取引規程の新設

2. 変更の理由

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会の提言に基づき、非化石価値取引を開設するもの
以上

一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本法人」という。)が、電力の実物卸市場である日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)における市場開設業務について定める。
2. 本法人は、本規程に従い、本取引所の運営に必要な組織、規程および情報処理システム等を用意しなければならない。
 3. 本規程は、別添1乃至別添3の規程を含む。

(市場開設業務を行う時間等)

- 第2条 本取引所は、市場開設業務のうち入札受付ならびに約定処理については原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。各営業日の開場時間は本規程第4条各号の市場毎に定める。
2. 本取引所は、前項の業務を除く市場開設業務については平日の午前9時から午後5時までを受付時間とする。
 3. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。この場合、取引会員および特別取引会員の取引機会の喪失を最小限にするよう努めなければならない。

(市場開設業務を行う事務所の所在地)

- 第3条 本取引所は、市場開設業務を行う本法人事務所の所在地を東京都港区に置く。

(市場の種類)

- 第4条 本取引所に、電気の実物卸取引を行うための次の各号の市場を置く。

(1) スポット取引

翌日に受け渡される30分単位の電気を対象として、本規程第6条第2項にいうシングルプライスオークション方式(以下「シングルプライスオークション方式」という。)により一括して売買の合わせを行う取引

入札受付時間は、各営業日の午前8時から午後5時までとする。ただし、当該商品の取引実施日における入札締切時刻は午前10時とする。

(2) 時間前取引

数時間後以降に受け渡される30分単位の電気を対象として、本規程第6条第3項にいうザラバ方式(以下「ザラバ方式」という。)により随時売買の合わせを行う取引

開場は終日とする。各営業日の午後5時に翌日に受け渡される各商品の取引を開始し、各商品の受渡開始時間の1時間前に当該商品の取引を終了する。

(3) 先渡取引

将来の1年間、1ヶ月間または1週間を通じて受け渡される電気を対象として、ザラバ方式により随時売買の合わせを行う取引

開場は各営業日の午前10時から正午まで、ならびに午後1時から午後3時までとする。各商品の取引期間は別に定める。

(4) 掲示板取引

売買希望者が、売買を希望する電気を掲示し、本取引所が入札の仲介を行う取引

(5) 非化石価値取引

非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石価値を顕在化し取引を可能にするための、当該非化石価値を有することを証する非化石証書であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下、再エネ特措法という。)第55条1項に規定する費用負担調整機関(以下、調整機関という。)が発行するものを取引する場で、マルチプライスオークションの値付け方式により一括して売買の合わせを行う取引。

(取引資格およびその審査方法)

- 第5条 本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。
2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めることとする。
 3. 本取引所は、会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、本法人の理事会において加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に説明する。
 4. 前項で加入を拒絶された者は、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができる。

(売買取引の方法)

- 第6条 本取引所におけるすべての取引は、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程および一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引システムを利用するために必要となる機材等については、会員の責任と負担において用意するものとする。
2. スポット取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。売買の合わせの処理においては、連系線の送電可能量を制約条件とした市場分断処理を行う。
 3. 時間前取引は、価格優先・時間優先の原則(低い値段の売注文は、高い値段の売注文に優先し、高い値段の買注文は、低い値段の買注文に優先する。また、同一値段の売買注文は、取引システムに登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先する)に従って約定するザラバ方式を採用する。売買の合わせの処理においては、価格条件に加え連系線の送電可能量の検証を行う。
 4. 先渡取引は、ザラバ方式を採用する。
 5. 掲示板取引は、掲示した者と売買希望者とを本取引所が仲介する方式を採用する。
 6. 非化石価値取引は、締切後一括して売買の合わせを行うマルチプライスオークション方式(ペイアズビット方式)、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。

(売買取引の決済)

- 第7条 本取引所のスポット取引、時間前取引および先渡取引においては、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより、本取引所が売買代金を決済する。掲示板取引においては、売買代金の決済は当事者間で行うものとする。
2. 本取引所の非化石価値取引は、一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、本取引所が売買代金を決済する。
 3. 本取引所が行う売買代金の決済は、銀行口座を通じて現金で行う。
 4. 売買代金の決済日は、対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し、スポット取引、時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行

った日から起算して2金融機関営業日後とする(先渡取引については、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日とする)。

(売買取引の手数料)

- 第8条 本取引所は、本取引所の市場開設業務を行うために必要な費用に充てるため、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程細則および一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、売買取引に伴う手数料を売買当事者から徴収する。
2. スポット取引、時間前取引、先渡取引および非化石価値取引の売買手数料は、取引量の状況、本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本法人の理事会において毎年度2月末までに翌年度の手数料を決定し、取引会員および特別取引会員に通知する。

(預託金の徴収および管理)

- 第9条 本取引所は、第7条第3項に規定する売買代金について本取引所が負う決済リスクに備えるため、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程および一般社団法人日本卸電力取引所取引規程細則に定めるところにより、当該取引会員に預託金の預託を義務付ける。
2. 本取引所は、前項の預託金の預託額が決済リスクに見合う水準となるよう、その額を別に定める。
 3. 本取引所は、取引会員が預託した預託金を銀行預金に預け入れて保全する。なお、これにより生じた利子相当額は、本取引所の収入とする。

(市場間値差の管理)

- 第10条 スポット取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量に乗じて得られる金額が取引所の収入となる。これを市場間約定代金差額という。
2. 市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。なお、毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」を利用する場合には、電気事業を所管する経済産業省の事前了承を得ることとする。
 3. 毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。

(取引の制限)

第11条 市場利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気またはその付帯物の実物取引を目的としない取引
- (2) 仮想の取引をする、または偽って自己の名を用いない取引
- (3) 他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引
- (4) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
- (5) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
- (6) 託送供給等約款に定める接続対象計画差対応電力料金単価等、本取引所の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引
- (7) 相対取引や電力先物市場など本取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本取引所の市場の相場を変動させるような取引
- (8) 公表前の発電所の事故情報など、本取引所の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報に基づく取引

- (9) 次項の不正な価格形成にかかる取引
- (10) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引
- 2. 前項第9号に掲げる不正な価格形成は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成
 - (2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成
- 3. 本取引所は、第1項に記載する場合や公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引会員または特別取引会員に対し、取引を制限する。
- 4. 前項の措置は、本法人の理事会の決議に基づいて実施する。ただし、緊急の場合は、本法人の理事長もしくは理事長代行者の判断で実施し、実施後すみやかに理事会に報告する。

(市場開設業務の実施体制)

- 第12条 本法人に市場開設業務を行う専任の事務局を置き、必要な組織体制を定めるとともに、本規程第3条に定める事務所に職員を配置する。
- 2. 事務局には次の部を設置することとする。
 - (1) 企画業務部
 - (2) 総務部
 - 3. 取引システムの運用管理にあたる職員が前項の事務所以外の場所から取引システムの遠隔監視および操作を行うことを妨げるものではない。

(市場の監視に関する事項)

- 第13条 開設する市場の監視ならびに不正取引防止に資する取引参加者へのルール周知・教育等を行うため、市場監視業務を担当する職員を常時1名以上配置する。
- 2. 前項の市場監視業務を担当する職員は、本取引所規程、経済産業省および公正取引委員会が定める「適正な電力取引についての指針」等に照らし、不適切と認められる取引等および不正な価格形成を監視し、必要があると認められるときは、監視の結果(本規程第14条に基づいて行った処分を含む)を本法人の理事会、市場取引監視委員会、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会等に報告する。
 - 3. 本取引所は、本条の目的に照らして必要な調査を行うことができる。その場合において、取引参加者は、当該調査に協力するものとする。
 - 4. 本取引所は、不公正取引を防止するため、取引会員に対して定期的に取り引ルール等の周知・教育をおこなうものとする。

(取引参加者に対する処分)

- 第14条 本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程または一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由に該当する取引会員または特別取引会員に対し、処分を行うことができる。
- 2. 前項の処分は、本法人の理事会の決議に基づいて行うものとする。
 - 3. 本取引所は、本条第1項の処分を行う場合、当該会員に対し、本法人の理事会において弁明する機会を与えなければならない。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。

4. 処分は、事由の重大性に鑑み、勧告、取引の制限もしくは停止、除名の順に適用する。本取引所が処分の対象となる事由により損害を受けた場合は、その損害額に相当する過怠金を科することができる。但し、過怠金の上限額は1件の処分につき1億円とする。

(本法人の監督体制)

第15条 本法人は、職員の市場開設業務の遂行を監督するため、本法人の理事のうちの1名以上を常勤とする。

2. 本法人の理事会は、前項の理事の職務遂行を監督する。
3. 本法人の役員を選任にあたっては、過半数の一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程に定める取引会員の賛同があることを条件とする。

(取引参加者からの意見聴取)

第16条 本取引所は、取引参加者からの意見を聴取する窓口を設ける。

2. 前項の意見については、当該意見にかかる本取引所の見解を付し、公開するものとする。

(卸電力取引市場の流動性向上に資する調査および研究等)

第17条 本取引所は、卸電力取引市場の流動性向上等に資するため、当所が開設する市場の価格、取引量等に影響を与える各種要因、取引参加者の市場利用状況、取引システム等に関する技術的知見、海外の卸電力取引所の動向などに関する企画、調査および研究等を行う。なお、本取引所は、調査および研究等の目的で、取引参加者に対し、意見照会等への協力を要請することがある。

(その他の業務)

第18条 本取引所は、電力広域的運営推進機関より入手する全ての一般送配電事業者の供給区域内におけるインバランス量を合計した量を用いて、一般送配電事業託送供給等料金算定規則第27条第2号に定められる値を計算し、これを公表する。

別添一覧

- | | | |
|-----|----------------|-------------------|
| 別添1 | 一般社団法人日本卸電力取引所 | 取引規程および取引規程細則 |
| 別添2 | 一般社団法人日本卸電力取引所 | 取引会員規程および特別取引会員規程 |
| 別添3 | 一般社団法人日本卸電力取引所 | 非化石価値取引規程 |

| | |
|----|------------|
| 制定 | 平成28年2月18日 |
| 改定 | 平成28年3月17日 |
| | 平成28年3月22日 |
| | 平成29年3月28日 |
| | 平成30年4月●日 |

一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の取引会員に関する手続きを定めることを目的とする。

2. 本規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(取引会員適格)

第2条 本取引所は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「取引会員適格者」という。)に、本取引所の取引会員たる資格を付与することができる。

- (1) 一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者(ただし、当該接続供給契約における契約者が複数の場合、代表契約者に限る。)ただし、旧一般電気事業者においては接続供給契約に準ずるもので代替することが出来る。
- (2) 一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者 ただし、旧一般電気事業者においては発電量調整供給契約に準ずるもので代替することが出来る。
- (3) 一般送配電事業者との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者
- (4) 前三号に該当する者から依頼を受けた者(ただし、依頼した者は取引会員であってはならない)
- (5) 前各号のほか、本取引所が適格と認めた者

(資産上の要件)

第3条 本取引所において取引する取引会員の純資産額の最低額は、1,000万円とする。但し、電気の実物卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有する必要のないものとして、理事会が別に定めた場合はこの限りではない。

2. 前項の純資産額は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額とし、本取引所の規定するところにより計算するものとする。
3. 取引会員の純資産額が第1項の規定による最低額を下回ることとなったときは、本取引所は、遅滞なく、その者の本市場取引を停止する。
4. 前項の場合において、当該取引会員が取引の停止を命ぜられた日から6カ月以内にその者の純資産額が第1項の規定による最低額以上となったときは、本取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除する。
5. 第3項の場合において、取引会員の純資産額が前項に規定する期間内に第1項の規定による最低額以上とならなかったときは、本取引所は、遅滞なく、当該取引会員を脱退させる(以下、本取引所の処分による脱退を「除名」という。)
6. 本取引所は、第3項の規定によりその取引を停止したとき、または前項の規定により取引会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を当該取引会員に通知するものとする。
7. 取引会員は、毎年3月末日現在で第2項の規定により純資産額調書を作成し、これを本取引所が指定する日までに本取引所に提出しなければならない。
8. 取引会員は、本取引所の請求があった場合は、前項の純資産額調書につきその内容を証明するに足る書面を添付しなければならない。

(欠格事由)

第4条 本取引所は、取引会員適格者が次の各号のいずれか(以下「欠格事由」という。)に該当する場合、取引会員たる資格を付与することができない。

- (1) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により信用がないと認められる者、会社更生・民事再生等の途中の者または外国法令上これらと同様に扱われている者
 - (2) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがないこととなった日から5年を経過するまでの者
 - (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者もしくは成年被後見人または外国の法令上これと同様に扱われている者
 - (4) 本取引所または他の取引所から除名処分を受けた者
 - (5) その他本取引所が取引会員として不適格であると認める者
2. 取引会員資格取得後欠格事由に該当するに至った場合、当該取引会員は、取引会員資格を喪失したものとみなされる。

(加入条件)

第5条 本取引所が取引会員として加入を希望する者(以下「加入希望者」という。)は、次の各号に定める加入条件に同意しなければならない。

- (1) 本取引所の業務規程、その他本取引所の定める諸規程類の規定事項に同意し、これらを遵守すること
- (2) 理事会の定める入会金を現金で納めること

(加入手続)

第6条 加入希望者は、本取引所の作成した加入申込用紙2通に、住所、氏名または商号もしくは名称を記載して、これに記名捺印し、本取引所に提出しなければならない。

2. 前項の加入申込用紙には、次に掲げる書類(以下、加入申込用紙と併せて、「加入申込書類」という。)を添付しなければならない。
- (1) 取引会員適格者であることを誓約する書面、および本取引所が必要と認めたときは、これを証する書面
 - (2) 欠格事由に該当しないことを誓約する書面、および本取引所が必要と認めたときは、これを証する書面
 - (3) 法人であるときは、当該法人の定款またはこれに代わる書面および登記簿の謄本またはこれに代わる書面、並びに直近事業年度の貸借対照表および損益計算書またはこれに代わる書面
 - (4) 個人であるときは、当該者の戸籍抄本
 - (5) 第12条の代表者の選任を届出る書面
 - (6) 前条の加入条件に同意する書面
 - (7) 第3条に定める入会申込日直前の年度末現在における純資産額調書
 - (8) 前各号のほか、本取引所が必要と認める書面

(審査手続)

第7条 本取引所は、加入申込書類を受理した後、速やかに理事会においてその審査を行う。

2. 本取引所は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対して書面で通知を行う。
3. 本取引所は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。

(入会金の納入等)

第8条 取引会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から1ヶ月以内に本取引所に理事会の定める入会金を納入し、取引会員信託金を預託しなければならない。

2. 本取引所は、前項の手續を完了した者に対し、その氏名または商号もしくは名称、住所、加入年月日その他必要な事項を本取引所に備える取引会員名簿に登載し、取引会員の証として取引会員証書を交付する。
3. 取引会員は、本取引所を脱退するときは、前項の取引会員証書を本取引所に返還しなければならない。

(取引会員資格の取得)

第9条 取引会員加入の承認を受けた者は、前条の取引会員証書の交付をもって、取引会員たる資格を取得する。

2. 取引会員たる資格を取得した者は、速やかに当該年度の年会費を支払うものとする。

(年会費)

第10条 取引会員は、本取引所の経費に充てるため、事業年度毎に年会費を本取引所に納入しなければならない。

2. 年会費は、本取引所の定める額を、本取引所の指定する日までに納入するものとする。

(取引会員信託金)

第11条 取引会員は、取引会員信託金として金100万円を現金で本取引所に預託しなければならない。

2. 取引会員は、この取引会員信託金を預託した後でなければ、本取引所において取引をすることができない。
3. 取引会員は、取引会員信託金の払戻しを受ける権利を他人に譲渡し、もしくは譲渡を予約し、またはこれを担保の目的に供することができない。
4. 本取引所は、次の各号に定める方法により、預託を受けた取引会員信託金を運用する。
 - (1) 国債証券または地方債証券の保有
 - (2) 銀行、信用金庫、農林中央金庫および商工組合中央金庫並びに業として預金もしくは貯金の受入れをすることができる農業協同組合および農業協同組合連合会への預け金または郵便貯金
 - (3) 信託会社または信託業務を営む銀行に対する金銭信託
5. 本取引所は、取引会員信託金の運用により生じた果実は、本取引所の一般会計に繰り入れるものとする。

(取引会員の代表者)

第12条 取引会員は、本取引所において、取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「取引会員代表者」という。)を選任のうえ、所定の書面をもって本取引所に届出るものとする。

2. 理事会において、取引会員代表者が、法令違反等の行為により、取引会員代表者として適当でないことを認めるとき、本取引所は、その理由を示して、当該取引会員代表者の変更を求めることができる。

3. 取引会員またはその本取引所に対する代表者は、他の取引会員または特別取引会員の取引所に対する代表者となることができない。

(届出事項)

第13条 取引会員は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する場合には、遅滞なく、その旨を書面で本取引所に届出なければならない。

- (1) 第2条各号に定める要件を満たさなくなったとき
 - (2) 氏名または商号もしくは名称を変更したとき
 - (3) 住所または本店もしくは主たる事務所を変更したとき
 - (4) 資本金額(出資総額を含む。)を変更したとき、定款の重要な変更のあったとき、または代表権を有する取締役もしくはこれに相当する者の氏名を変更したとき
 - (5) 合併もしくは分割、または会社の重要な財産の全部もしくは一部を譲渡したとき
 - (6) 支払不能状態に陥ったとき、または銀行取引の停止処分を受けたとき
 - (7) 租税滞納処分もしくはその処分の例による差押えを受け、または裁判所から差押え、仮処分もしくはその他の保全処分を受けたとき
 - (8) 破産、民事再生もしくは会社更生手続の開始、特別清算の開始等の申立てがあったとき
 - (9) 電力の売買等に関する重要な訴訟の当事者となったとき
 - (10) 犯罪嫌疑で起訴されたとき
 - (11) 他の取引所から除名処分を受けたとき
2. 次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、書面での旨を本取引所に届出なければならない。
 - (1) 法人が破産により解散し、または個人が破産した場合においては、その破産管財人
 - (2) 合併および破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人
 - (3) 個人が死亡した場合においては、その相続人
 - (4) 個人が成年被後見人となった場合には、その法定代理人
 3. 前二項に定める場合のほか、本取引所は、合理的な理由に基づき必要と認める事項について、取引会員に届出または報告を求めることができる。

(取引所の調査への協力)

第14条 本取引所は、調査のために必要と認めるときは、取引会員に対し業務に係る資料の提出および説明を求めることができる。

2. 取引会員は、前項の規定に基づく資料の提出および説明を、正当な理由なく拒否してはならない。
3. 本取引所は、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会および電力広域的運営推進機関等の政府機関からの情報提供依頼を受け、電力取引の監視等のために必要と認めるときは、本取引所が保有する取引情報を当該機関に提供することとする。

(任意脱退)

第15条 取引会員は、脱退を希望する場合には、脱退予定日の60日前までに本取引所に対し、その旨を通知しなければならない。

2. 脱退を通知した取引会員は、その期間内は取引を行うことができない。

3. 脱退を通知した取引会員は、その期間内に本取引所における取引の決済を結了しなければならない。
4. 本取引所は、第1項の通知があったときは、遅滞なく、当該取引会員の氏名または商号もしくは名称および脱退希望日を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

(当然脱退)

第16条 取引会員は、前条第1項に定める脱退の通知を行った場合の他、次に掲げる事由が発生した場合に脱退することとする。

- (1) 第2条各号に定める要件を満たさなくなったとき
 - (2) 取引会員が死亡または解散した場合
 - (3) 取引会員が除名された場合
2. 取引会員であった者は、脱退後においても、脱退前に発生した債務を免れられない。

(脱退取引会員の債務弁済)

第17条 本取引所は、脱退した取引会員の金銭債権をもって、本取引所に対する一切の債務、または本取引所が決済に関わる一切の債務の弁済に充てることができる。

2. 前項の債務中、その金額未定のものがあるときは、その確定に至るまで、本取引所は、適当と認める金額を留保することができる。

(脱退取引会員の預託金等の払戻し)

第18条 本取引所は、脱退した取引会員が本取引所から払戻しまたは交付を受ける金員(信認金および決済預託金を除く。)をもって前条の債務の全額を弁済することができない場合は、信認金、預託金の順でその支払いに充てるものとする。

2. 本取引所は、脱退した取引会員が本取引所から払戻しまたは交付を受けるべき金員につき、前条の債務の全額を弁済させてなお残余があるときは、これを本人またはその承継人に払い戻し、または交付する。なお、取引会員が本取引所に対して納入した入会金および年会費については、理由の如何を問わず一切払戻しは行わないものとする。

(取引会員たる地位の承継)

第19条 取引会員につき合併があったときは、合併後存続する法人または合併により設立された法人が、取引会員たる地位を承継する。

2. 取引会員につき分割があったときは、分割により事業を承継する法人または分割により設立された法人が、取引会員たる地位を承継する。
3. 前二項の規定により取引会員たる地位を承継したものは、遅延なく、その旨を本取引所に届出なければならない。
4. 取引会員たる地位は、譲渡できない。

(取引会員名簿)

第20条 本取引所は、取引会員の氏名または商号もしくは名称および住所を記載した取引会員名簿を作成する。

(取引会員の処分)

第21条 本取引所は、取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、その取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 本取引所の市場における他の取引会員または特別取引会員との契約を履行しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (2) 入会金、年会費、取引会員信託金、預託金その他本取引所に納入し、または預託しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入または預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (3) 取引会員信託金、預託金について、租税滞納処分を受け、もしくはその例によって処分を受け、または裁判所から差押もしくは仮差押を受けた場合において、本取引所の指定する金額を指定の時限までに預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (4) 本取引所の取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他秩序を著しく乱し、または他の取引会員または特別取引会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (5) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (6) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (7) 本取引所が取引会員に対し正当な理由のもとに書類または報告書等の提出を求め、または本人もしくはその使用人の臨席を求めた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、または虚偽の書類または報告書等を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (8) 本取引所が決定した事項を遵守せず、または正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (9) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所の取引会員等の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
 - (10) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、取引会員規程、紛争処理規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したときまたはこれらの規定に基づく処分に違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。
2. 本取引所は、前項において取引の停止もしくは制限を命じ、または過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。
 3. 本取引所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかったときは、除名することができる。
 4. 取引会員は、その使用人の行為により取引会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。
 5. 第1項の処分については、過怠金の賦課および取引の停止または制限をそれぞれ併科することができる。

(取引の信義則に反する行為)

第22条 前条第1項第9号に定める取引の信義則に反する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 不公正な取引を行うこと
- (2) 信用の保持を欠くこと
- (3) 不注意または怠慢な取引もしくは受託を行うこと

(弁明の機会)

- 第23条 本取引所は、第21条の規定に基づき取引会員に対し処分を行う場合には、当該取引会員に対して事前に書面で通知を行うとともに、当該処分を決定する理事会において弁明の機会を付与しなければならない。
2. 取引会員の除名を行う場合には、当該処分を決定する理事会の10日前までに、当該取引会員に対し、本取引所が除名すべき理由を記載した書面を送付するものとする。
 3. 取引会員に処分を行う場合において、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該取引会員が、正当な理由なく理事会に出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。

(処分の通知および掲示)

- 第24条 本取引所は、取引会員に対する処分を決定したときは、遅滞なく、書面でその理由を示さなければならない。また、当該取引会員の氏名または商号もしくは名称および処分の種類を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

(処分に対する解除申請)

- 第25条 第21条第1項の処分を受けた取引会員が、同条第2項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までに行った場合には、その事実を示す書面を添え、処分の解除申請をすることができる。
2. 本取引所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、理事会の決議により当該処分を将来に向かって解除し、または軽減することができる。
 3. 第21条第5項および前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止または制限の処分を解除または軽減した場合について準用する。

(免責)

- 第26条 本取引所の設備、施設等を利用したことで生じたいかなる損害についても、法令または本取引所が別に定める場合を除き、本取引所はその責任を負わない。
2. 前項に定める場合のほか、本取引所は自己の責めによることなく取引会員または第三者に発生した損害について、その責任を負わない。

(その他)

- 第27条 本規程に定めのない事項は、業務規程の定めるところによる。

制定施行 平成16年7月20日
改定 平成16年9月14日
平成28年2月18日
平成29年3月28日
平成30年4月●日

一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)における取引に関する事項等について定める。

(取引会員規程等)

第2条 本取引所の取引への参加に関する事項は、取引会員規程および特別取引会員規程をもって定める。

2. 本取引所は、本規程の詳細の取扱いについて取引規程細則(以下「細則」という。)により、定める。
3. 本取引所は、本規程に定める事項のほか、本取引所の運営に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(市場)

第3条 本取引所に、電気等の実物取引を行うための次の各号の市場を置く。

(1) スポット取引

翌日に受け渡される30分単位の電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第2節に定める取引

(2) 先渡取引

1年間(年間とは4月1日から翌年3月31日までを1単位とする。)、1ヶ月間(月間とは暦月を1単位とする。)または1週間(週間とは土曜日をはじめとし、次の金曜日までの7日間を1単位とする。)を通じて受け渡される電気(ただし、1年間、1ヶ月間または1週間の各日の一定時間の受け渡しが行われる場合を含む。)を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第3節に定める取引

(3) 時間前取引

数時間後以降に受け渡される30分単位の電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第4節に定める取引

(4) 掲示板取引

売買希望者が、売買を希望する電気または京都メカニズムクレジットを掲示し、本取引所が入札の仲介を行う第2章第5節に定める取引

(休業日・営業日および営業時間)

第4条 本取引所は、原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。

2. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
3. 前項の場合には、本取引所は、予めその旨を取引会員規程に定める取引会員(以下「取引会員」という。)および特別取引会員規程に定める特別取引会員(以下「特別取引会員」という。)に通知し、あわせて該当日に実施するスポット取引の代替実施日時を通知する。
4. 本取引所への入札を除く各種申込および緊急ではない用件を受け付ける時間は、平日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日)の午前9時から午後5時とする。

(単位等)

第5条 本規程における計算の単位は次の各号のとおりとする。

- (1) 代金その他を計算する場合の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
- (2) 単価等の単位は0.01円とし、その端数は四捨五入する。

第2章 売買取引

第1節 取引共通

(取引資格)

第6条 本取引所における取引は、取引会員または特別取引会員でなければ行うことができない(以下、特に記述がない場合は取引会員と特別取引会員とを「取引会員等」と総称する。)。ただし、第67条に定める掲示板取引の売り手を除く。

2. 特別取引会員は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項に係る電気の売り入札以外を行うことができない。

(システム売買方式による取引等)

第7条 本取引所におけるすべての取引は、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引会員等が取引システムを利用するために必要となる機材等については、取引会員等の責任と負担において用意するものとする。

2. 取引会員等は、本取引所が定める操作方法に従い、取引システムを操作しなければならない。
3. 取引会員等は、取引システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
4. 取引会員等は、当該取引会員等名によって取引システムを通じて行われた取引について、一切の責めを負う。
5. 取引システムの稼働時間は、別途細則で定める。

(取引対象の電気)

第8条 本取引所において取引される電気は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 一般送配電事業者が管理する流通設備(以下「電力ネットワーク」という。)を通じて受け渡されること
- (2) 取引の時点において、前号に基づく受け渡しが可能であること、または可能であることが判明していること
- (3) 取引の結果、第三者の権利を侵害するものではないこと
2. 取引会員等は、電力ネットワークを通じて受け渡しを行うときは、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が定める関係規程および一般送配電事業者が定める託送供給等約款(以下「託送供給等約款」という。)の規定を遵守するものとする。
3. 本取引所を通じて電気を売る行為は、地方税法第72条の2に規定される電気供給業にあたり、売り取引が成立した取引会員等(以下「売り手」という。)は同法に定める電気供給業を行う法人に課せられる事業税を支払わなければならない。

(受渡契約の登録)

第9条 本取引所で取引をしようとする取引会員等は、広域機関が定める管轄制御エリア(以下「エリア」という。)毎に、当該取引で利用する接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を本取引所に届け出なければならない。ただし、旧一般電気事業者においてはこれらに準ずるもので代替することが出来る。

2. 前項に基づき取引会員等が登録する接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約(同一の者が同一エリアにおいて接続供給契約、発電量調整供給契約と需要抑制量調整供給

契約を複数締結している場合、原則として1契約とみなす。)は、1取引会員等について1契約かつ1契約について1取引会員等のみとする。

3. 第1項で自己名義以外の接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を届け出る場合は、契約者からの委託を示す書面をあわせて提出しなければならない。
4. 取引会員等は、第1項で登録したエリアでのみ取引を行うことができる。

(禁止行為)

第10条 取引会員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気の実物取引を目的としない取引
 - (2) 仮想の取引をする、または偽って自己の名を用いない取引
 - (3) 他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引
 - (4) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
 - (5) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
 - (6) 託送供給等約款に定める接続対象計画差対応電力料金単価等、本取引所の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引
 - (7) 相対取引や電力先物市場など本取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本取引所の市場の相場を変動させるような取引
 - (8) 公表前の発電所の事故情報など、本取引所の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報に基づく取引
 - (9) 次項の不正な価格形成にかかる取引
 - (10) 本取引所の許諾を得ず、取引所関係業務を他者に委託すること
 - (11) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引
2. 前項第9号に掲げる不正な価格形成は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成
 - (2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成

(預託金)

第11条 取引会員は、本取引所が取引会員毎に定める額以上を本取引所に預託しなければならない。

2. 本取引所は、前項の預託が本取引所の定める期日までに行われない場合、当該取引会員の取引を停止する。本取引所は、当該取引会員の取引停止後、預託が完了次第、速やかに当該取引会員の取引を再開する。ただし、取引停止期間が一定期間を超える場合、別に再開を判断する。
3. 取引会員の第1項の本取引所が定める額の決定方法および前項の本取引所の定める期日は、別途細則で定める。
4. 本取引所は、取引会員から預託された預託金の確認後、速やかに本取引所で管理する当該会員の預託金額の更新を行う。
5. 本取引所は、取引会員からの請求がある場合には、毎月月末締めで翌月に預託金の払戻を行う。
6. 預託金は、現金をもって預託しなければならない。ただし、本取引所が指定する保証契約をもって、預託金の全部または一部に代えることができる。

7. 本取引所は、前項で規定する預託金を銀行預金または郵便貯金に預け入れて保全することとし、この運用により生じた利子相当額は、本取引所の収入とする。

第2節 スポット取引

第1款 スポット取引

第1目 取引の実施

(スポット取引の実施方法)

第12条 本取引所が仲介を行うスポット取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、原則として翌日のある30分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。

2. スポット取引は、本取引所が任意に定めた取引会員等間に成立するものとする。ただし、スポット取引の当事者となる取引会員等に対して、相手方当事者は匿名とされ、スポット取引の対象となる電気の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該スポット取引の当事者間の仲介を行う。

(実施日)

第13条 スポット取引は、原則として毎営業日に実施する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、スポット取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。

(商品)

第14条 スポット取引は、受け渡しの日1日を1単位として行う。取引会員等は、1日を毎時0分から30分までおよび毎時30分から0分までの30分単位に48個に区切り取引を行う。この30分単位の1つを1商品という。

(取引単位)

第15条 スポット取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:500キロワット時

受渡単位:500キロワット時

(入札受付時間)

第16条 スポット取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は、次のとおりとする。

午前10時

2. スポット取引における入札は、取引実施日の10営業日前に該当する日より可能とし、営業日における入札受付時間は午前8時から午後5時までとする。
3. 入札内容は、前二項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
4. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項および第2項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員等に通知する。
5. 本取引所は、必要があると認めるときは、スポット取引を臨時に停止する、または休止することができる。

(入札方法等)

第17条 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入力することにより行うものとする。

2. 取引会員等は、通常入札の他にブロック入札(連続する複数商品をまとめる入札)を指定することができる。ただし、ブロック入札を利用する場合には、本取引所への事前に利用申請を行うこととする
3. 取引会員等は、約定の前後を問わず、他の取引会員等の入札内容を見ることはできない。
4. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第2目 約定の処理**(約定)**

第18条 本取引所におけるスポット取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。

2. 前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。
3. 第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。
4. 前三項に定める約定処理の結果、エリア間の売買約定量の積算量が、広域機関より通知される当該エリア間の連系線の空容量を超過する等の制約事項に抵触する場合は、当該連系線の利用可能な空容量を約定処理における制約条件として、エリア毎に再度約定処理を行う(以下「市場分断処理」という。)
5. ブロック入札方法にて入札された売り入札は、最も安い価格の売り入札として約定処理を行い、ブロック入札の売り入札価格と当該時間帯およびエリアの約定処理によって得られた約定価格の入札量による加重平均価格とを比較し、加重平均価格がブロック入札の売り入札価格以上であれば、そのブロック入札は約定する。ただし、約定処理上、加重平均価格がブロック入札の売り入札価格以上であっても約定しない場合がある。
6. ブロック入札方法にて入札された買い入札は、最も高い価格の買い入札として約定処理を行い、ブロック入札の買い入札価格と当該時間帯およびエリアの約定処理によって得られた約定価格の入札量による加重平均価格とを比較し、加重平均価格がブロック入札の買い入札価格以下であれば、そのブロック入札は約定する。ただし、約定処理上、加重平均価格がブロック入札の買い入札価格以下であっても約定しない場合がある。
7. 本取引所は、前二項の約定価格の加重平均価格がブロック入札の売り入札価格以上であっても約定しない、および買い入札価格以下であっても約定しないブロック入札の割合を月次で取引会員等に通知する。

(市場間約定代金差額)

第19条 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差を市場間約定代金差額という。

2. 市場間約定代金差額は、本取引所の収入とする。
3. 本取引所は、前項の市場間約定代金差額から税額および本取引所の定める手数料額を控除した額を市場間値差積立金として資本勘定に積み立て整理する。

(約定の通知)

第20条 本取引所は、スポット取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 商品
 - (2) 売買するエリア
 - (3) 前二号毎の約定番号(入札に対する約定毎に本取引所が付与する番号), 紐つけ番号(売買取引の単位毎に本取引所が付与する番号), 約定量および約定価格
 - (4) 約定したブロック入札と約定不成立のブロック入札
3. 第1項の通知をもって, 取引が成立したものとする。

第3目 決済**(スポット取引の決済)**

第21条 本取引所のスポット取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所のスポット取引の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、取引をする商品の受渡日毎に締めて、これを行う。
3. 本取引所は、前項の規定にかかわらず、スポット取引を円滑にするために必要があるときは、取引会員等に代って当該取引会員等のスポット取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(決済の時期)

第22条 スポット取引の決済日は、第20条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。

(消費税相当額)

第23条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税。以下同じ。)につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第24条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
3. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。
4. 特別取引会員については、前各号の規定は適用しない。

第4目 受け渡し**(受け渡しの原則)**

第25条 スポット取引で約定した電気の受け渡しは、第8条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。

(受渡日時)

第26条 スポット取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。

(受渡の扱い)

第27条 売り手は、第9条で登録を行った売ったエリアの契約等に基づく販売計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を買手に受け渡すもの、または受け渡させるものとみなす。

2. 買い手は、第9条で登録を行った買ったエリアの契約等に基づく調達計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を売り手から引き受けるもの、または引き受けを行わせるものとみなす。

第5目 情報の開示**(通知する情報)**

第28条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定めるスポット取引に関する情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格。この約定価格をシステムプライスという。
 - (2) 商品毎の分断されたエリア名と分断されたエリア単位の約定価格および約定量。ただし、別途細則に定める条件に満たない場合は、別途細則で定める公開方法により行うものとする。
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第3節 先渡取引**第1款 定義****(先渡取引の実施方法)**

第29条 本取引所が仲介を行う先渡取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより第3条第2号に基づく1年間、1ヶ月間または1週間(以下「先渡受渡期間」という。)を通じて受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡しおよび代金の授受等が行われなければならない。

(取引の種類)

第30条 先渡取引は、受渡期間における日毎の受け渡しを行う時間帯により次の各号の種類がある。

- (1) 先渡受渡期間の全日における 24 時間の間一定の出力の電気を受け渡す取引(以下「24時間型」という。)
 - (2) 先渡受渡期間について、本取引所の定める日を除いた全日の午前8時から午後6時までの間一定の出力の電気を受け渡す取引(以下「昼間型」という。)
2. 先渡受渡期間が1年間の電気の売買は、「24時間型」のみを設定し、「昼間型」は設定しない。

(取引の期間)

第31条 先渡受渡期間の1単位および前条に規定する受け渡しの型毎を1商品と呼び、商品毎の取引の期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 先渡受渡期間について、1ヶ月を単位とする商品は、受け渡し対象となる暦月の前年同月の最初の営業日を取引の開始日とし、受渡の対象となる暦月の前々月の 19 日(19 日が休業日の場合、その直前の営業日)を取引の終了日とする。

- (2) 先渡受渡期間について、1週間を単位とする商品は、受渡期間の最初の日の属する月の前々月の20日(20日が休業日の場合、その直後の営業日)を取引の開始日とし、取引の終了日は、受渡期間の最初の日を受け渡しの対象の日とするスポット取引実施日の2営業日前に該当する日とする。
 - (3) 先渡受渡期間について、1年間を単位とする商品は、受渡期間の最初の日の属する年の3年前の年の4月の最初の営業日を取引の開始日とし、受渡期間の最初の日の属する月の前々月の最後の営業日を取引の終了日とする。
2. 商品毎の取引期間は、取引開始日の属する年度の前年度2月末までに取引会員等に通知する。
 3. 本取引所は、必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず商品毎の取引期間を変更することができる。変更する場合には、本取引所は予めその旨を取引会員等に通知する。

第2款 先渡取引

第1目 市場

(立会時)

- 第32条 先渡取引における本取引所が行う売り入札と買い入札の合致処理(以下「立会」という。)は、毎営業日に行い、その午前に行う立会を前場、午後に行う立会を後場という。
2. 先渡取引の立会は、場毎に次の時間開場する。
前場:午前10時から正午まで
後場:午後1時から午後3時まで
 3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、前項の前場および後場の開始時刻および終了時刻を早めるまたは遅らせることができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員等に変更後の時刻を通知する。
 4. 本取引所は、必要があると認めるときは、前場、後場または双方を臨時に停止する、または休止することができる。

第2目 入札の方法

(入札可能時間、取消可能時間および立会前処理)

- 第33条 取引会員等は、前条の前場または後場に入札または入札の取消を行うことができる。
2. 前場において、約定されなかった入札は次の場まで残置する。

(取引単位)

- 第34条 先渡取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:30分単位で500キロワット時

受渡単位:30分単位で500キロワット時

(入札方法等)

- 第35条 取引会員等は、先渡取引において、商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入札する。
2. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第3目 約定の成立

(取引の約定方法)

第36条 先渡取引は、商品毎にザラバ方式により約定する。

2. 前項の約定は、本取引所が、取引会員等の売り入札と買い入札の約定処理を完了させた時点で成立する。
3. 約定価格は、約定した売買入札のうち、先行して入札された価格とする。

(約定の通知)

第37条 本取引所は、売買の約定成立後、速やかに当該取引会員等に約定結果を通知する。

2. 前項で通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 入札番号
 - (2) 約定番号
 - (3) 商品
 - (4) 約定年月日および時刻
 - (5) 約定価格および約定量

第4目 売買の整理

(売買の整理)

第38条 本取引所は、別途細則で定める期間を1計算単位として、取引会員等毎の売買量、売買代金および売買手数料を確認のうえ、当該取引会員等毎に通知する。

(基準価格)

第39条 前条の1計算単位の終了時点における商品毎の最新約定価格を、その計算単位におけるその商品の基準価格とする。

(商品基準時差額)

第40条 1計算単位の終了時点時において、取引会員等毎に、商品毎の売買代金の和(売り代金の和から買い代金の和を引いた値)から、商品毎に保持している売買量の和(売りを正、買いを負の値として計算した和)に当該商品の基準価格を乗じた額を減じた額を、当該会員の商品基準時差額という。

2. 本取引所は、取引会員等毎に、決済が終了していない商品の商品基準時差額を合計し、計算単位終了日の翌営業日までに取引会員等に通知する。

(受け渡し)

第41条 先渡取引で取引される各商品の取引終了後、各取引会員等がエリア毎に保持している当該商品の売買量は、本取引所スポット取引を通じて受け渡しを行う。

2. 前項において、各取引会員等の保持している売買量が売りの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち買いの量を上回る売りの量の売り入札を行う。
3. 第1項において、各取引会員等の保持している売買量が買いの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち売りの量を上回る買いの量の買い入札を行う。

4. 前二項の入札は、本取引所が当該商品の受渡期間内の日毎に当該日を受け渡しの対象とするスポット取引の実施日の1営業日前に、当該取引会員等に代わり実施する。本取引所は、この代行入札に際し、当該取引会員等の保持する売買量を確認のうえ、当該取引会員等に通知する。
5. 前項に従い本取引所が代行する入札価格は、スポット取引における他の入札より優先して約定する価格とする。
6. 第2項または第3項のいずれかに該当する取引会員等は、第16条第3項を準用し、第4項で本取引所が代行した入札量を減じることができる。
7. 第2項または第3項の入札により約定した後は、第2節で定めるスポット取引に入札し、約定した電気と同様に、第2節第1款第3目の決済、第4目の受け渡しおよび第5目の情報の開示で定める事項に従うものとする。
8. スポット取引を利用して受け渡しを行った量に関するスポット取引の売買代金および売買手数料は、第2節第1款第3目の決済で定められるとおり、対象となる取引会員等に交付または対象となる取引会員等より徴収される。
9. 本取引所は、第43条の売買代金の決済時に、スポット取引を通じた受け渡しにかかる費用を精算する。この精算にあたり、前項のスポット取引の売買代金に相当する金額は、各時間帯単位で各取引会員等の保持する売買量のうち、売りの量が買いの量を上回る場合は、スポット取引におけるシステムプライスに、買いの量を上回る売りの量を乗じた金額を対象となる取引会員等より徴収することにより調整する。買いの量が売りの量を上回る場合は、スポット取引におけるシステムプライスに、売りの量を上回る買いの量を乗じた金額を対象となる取引会員等に交付することにより調整する。

第5目 決済

(決済)

第42条 本取引所の先渡取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。

2. 前項の売買代金および売買手数料の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、先渡取引の約定の単位毎に締めて、これを行う。
3. 本取引所は、本目の規定にかかわらず、先渡取引を円滑にするために必要があるときは、取引会員等に代って当該取引会員等の先渡取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(売買代金の決済)

第43条 先渡取引の売買代金の決済は、商品毎に行う。

2. 商品毎の売買代金を当該商品の受渡日数で除した金額を、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日と同日に決済する。
3. 前項で商品毎に計算した決済金額は、決済日毎に集約し、第41条第9項に従い計算された額と合算する。
4. 本取引所は、前項に従い算出された額を課税標準として、消費税相当額を賦課する。税率は受渡日のものとする。

(売買手数料の決済)

第44条 本取引所は、先渡取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 先渡取引の売買手数料および消費税相当額は、第38条で定める計算期間毎に月単位にまとめて決済する。
3. 前項の決済は、毎月月末締めで、月末日が期中の計算期間を除き、すでに終了している計算期間の売買手数料を積算し、翌月の月初3金融機関営業日に該当する日に行う。

第6目 情報の開示

(市況の通知)

第45条 本取引所は、次の各号に定める情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の最新の約定価格および量
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第4節 時間前取引

第1款 定義

(時間前取引の実施方法)

第46条 本取引所が仲介を行う時間前取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、数時間後以降のある30分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡時間における電気の受け渡し、および対価の授受が行われなければならない。

(取引の期間)

第47条 受け渡しの30分間を1商品と呼び、商品毎の取引の期間は、その商品の属する日の前日の午後5時を開始時刻とし、受渡の時間帯の1時間前の時刻を終了時刻とする。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、商品毎の取引期間を変更することができる。変更する場合には、本取引所は予めその旨を取引会員等に通知する。

第2款 時間前取引

第1目 市場

(立会時)

第48条 時間前取引における本取引所が行う売り入札と買い入札の合致処理(以下「立会」という。)は、毎営業日に行う。

2. 時間前取引の立会は終日行う。
3. 本取引所は、必要があると認めるときは、時間前取引を臨時に停止する、または休止することができる。

第2目 入札の方法

(入札可能時間および取消可能時間)

第49条 取引会員等は、前条の立会時間内で入札または入札の取消を行うことができる。

(取引単位)

第50条 時間前取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:50キロワット時

受渡単位:50キロワット時

(入札方法等)

第51条 取引会員等は、時間前取引において、商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入札する。

2. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第3目 約定の成立**(取引の約定方法)**

第52条 時間前取引は、商品毎にザラバ方式により約定する。

2. 約定価格は、約定した売買入札のうち、先行して入札された価格とする。
3. 異なるエリアの売買入札が約定の候補となった場合は、広域機関に当該売買に関するエリア間の連系線の送電可否の確認を行うため、以降の約定処理を一時的に停止する。確認後、送電可能と回答を得た範囲内に限り、当該入札を約定させる。その後、直ちに一時停止した約定処理を再開する。
4. 前二項の約定は、本取引所が、取引会員等の売り入札と買い入札の約定処理を完了させた時点で成立する。
5. 本取引所は、第3項に定める送電可否の問合せの間の約定処理の一時停止中において、新規入札の入札を受け付ける。受け付けた新規入札は、約定処理再開後に入札の受付時刻順に処理する。また、この一時停止中において、約定の候補となった入札以外の入札の取消を受け付け、取消の処理を行う。約定の候補となった入札については、入札の取消を受け付けない。

(約定の通知)

第53条 本取引所は、時間前取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 入札番号
 - (2) 約定番号
 - (3) 商品
 - (4) 約定年月日・時刻
 - (5) 約定価格、約定量および約定金額

第4目 決済**(時間前取引の決済)**

第54条 本取引所の時間前取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所の時間前取引の計算は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、毎営業日午前8時に前日午前0時から午後12時までの約定を締めて、これを行い、取引会員等毎の売買代金および売買手数料を確認のうえ、通知する。
3. 本取引所は、必要と認める場合、前項の通知時刻を変更することができる。この場合、変更後の通知時刻を取引会員等に事前に通知する。
4. 本取引所は、前項の規定にかかわらず、時間前取引を円滑にするために必要があるときは、取引会員等に代って当該取引会員等の時間前取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(決済の時期)

第55条 時間前取引の決済日は、前条に規定する通知を行った日から起算して2金融機関営業日後に該当する日とする。

(消費税相当額)

第56条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第57条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
3. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。

第5目 受け渡し**(受け渡しの原則)**

第58条 時間前取引で約定した電気の受け渡しは、第8条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。

(受渡日時)

第59条 時間前取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。

(受渡場所)

第60条 売り手は、第9条で登録を行った売ったエリアの契約等に基づく販売計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を買い手に受け渡すもの、または受け渡させるものとみなす。

2. 買い手は、第9条で登録を行った買ったエリアの契約等に基づく調達計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を売り手から引き受けるもの、または引き受けを行わせるものとみなす。

第6目 情報の開示**(通知する情報)**

第61条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める時間前取引に関する情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の最新の約定価格および量
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第5節 掲示板取引

第1款 定義

(掲示板取引の実施方法)

第62条 本取引所が仲介を行う掲示板取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより第3条第4号に基づく電力等の売買を行う。

(取引の種類)

第63条 掲示板取引の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 電力取引

本取引所が売買を仲介し実施される第2款に定める取引

(2) 京都メカニズムクレジット取引

気候変動に関する国際連合枠組条約の第3回締約国会議(COP3)で採択された京都議定書(以下「京都議定書」という。)上で定義される排出量を対象として、本取引所が売買を仲介し実施される第3款に定める取引

(取引実施日・時間)

第64条 掲示板取引は、本取引所の営業日の午前10時から午後4時までの間に実施する。

- 2 本取引所は、必要があると認めるときは、掲示板取引の全部または一部を臨時に停止する、もしくは臨時に行うことができる。この場合、本取引所は、予めその旨を通知する。

第2款 電力取引

(電力取引の実施方法)

第65条 本取引所が仲介を行う掲示板取引の電力取引では、第66条で定める電力の売買を行い、本取引所は約定の処理までを行う。約定後は、当該取引の当事者間で約定時に決定した条件をもとに売買契約を締結し、この売買契約に基づき電力の受け渡しおよび代金の授受等が行われる。

(取引対象の電気の区分)

第66条 取引で対象とする電気は、次の各号のとおり区分する。

(1) 自家用発電機等の発電機から発電される電気(「分散型自家用発電余剰電気」という。)

(1) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特措法」という。)に基づき経済産業大臣の認定した設備より発電される電気(「FIT 対象電気」という。)

(2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)上、発電時にCO₂などの温室効果ガスを排出しない発電設備で発電される電気(「CO₂非排出電気」という。)

(3) 京都メカニズムクレジットによって、発電時に排出する温室効果ガスを零にオフセットした電気(「CO₂調整電気」という。)

(4) 上記以外の電気

2. 取引される電気は、第8条に定める要件を満たすものとする。
3. 先渡取引、スポット取引または時間前取引にて取引可能な取引は、先渡取引、スポット取引または時間前取引を優先して利用しなければならない。

(取引参加の例外)

第67条 掲示板取引の電力取引の売りの掲示に限り取引会員等以外も参加できる。参加を希望する者は本規程および本取引所が定める規程を遵守する旨の誓約書を提出し本取引所が承認した者とする。

(取引単位)

第68条 本取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:1キロワット時

受渡単位:1キロワット時

(入札の方法)

第69条 売買を希望する者は、本取引所の定める様式に必要事項を記載のうえ、本取引所の定める方法で本取引所に掲示を依頼する(以下、本款において、当該掲示を依頼するものを「掲示依頼者」という。)

2. 本取引所は、掲示の依頼内容を確認する。必要があれば、掲示依頼者に掲示内容を証明する資料等の提出を求めることができる。
3. 本取引所は、掲示依頼内容が確認でき次第、速やかに取引システム上に当該掲示を掲載する。
4. 前項の掲示において、掲示依頼者の意思に基づき掲示依頼者を特定または推定できる情報は掲載しないことができる。

(取引の調整)

第70条 前条で掲示された条件にて売買を希望する者は、本取引所に仮約定に向けた処理を依頼することができる。(以下、本款において、仮約定に向けた処理を依頼する者を「売買希望者」という。)また、売買希望者は、必要な場合、本取引所に取引のさらなる詳細条件について本取引所が定める方法で確認することができる。

2. 本取引所は、前項で確認を依頼された事項について、当該掲示依頼者と売買希望者との仲介を行う。
3. 本取引所が行う前項の仲介において、当該掲示依頼者、売買希望者は相互に匿名とする。
4. 本取引所は、第2項の仲介で交換する情報および本取引所との連絡内容について記録する。

(取引の約定)

第71条 本取引所は、掲示依頼者が依頼した掲示の掲示期間最終日において、当該取引について掲示依頼者、売買希望者双方の売買契約締結の意思表示が合致していた場合、その売買希望者(以下、「仮約定候補者」という。)との取引を仮約定させる。なお、仮約定候補者が複数ある場合は、本取引所は、掲示依頼者に仮約定候補者の希望する取引の詳細条件を開示し、掲示依頼者は、仮約定候補者の中から一社を選定することとする。掲示依頼者が選定した仮約定候補者を本取引所に通知した時点をもって仮約定とする。

2. 前項の仮約定後、本取引所は当該掲示依頼者、売買希望者双方に名称を除く売買契約締結に必要な主たる情報および第70条で仲介した情報を整理した仮約定確認票を送付する。
3. 当該掲示依頼者、売買希望者は、前項で送付された仮約定確認票を確認し、第1項の売買契約締結の意思について再度確認し、本取引所に通知しなければならない。
4. 前項で売買契約締結の意思について取消を申し出る場合、その理由を付して本取引所に通知しなければならない。
5. 第3項で当該掲示依頼者、売買希望者双方が再確認し、売買契約締結の意思があるとの通知があった場合、本取引所は、当該取引を本約定とする。

6. 本取引所は、前項の本約定後、第2項の仮約定確認票に売買相手先名称を追記した約定確認票を当該揭示依頼者、売買希望者双方に送付する。

(売買契約の締結)

第72条 前条の本約定後、本約定した当事者は、約定確認票に従い速やかに売買契約を締結する。

2. 本約定した当事者は、前項の売買契約締結後、個別に売買契約書の写しを本取引所に送付する。売買契約の締結に至らなかった場合は、その理由をあわせて通知しなければならない。

(受け渡しおよび清算)

第73条 前条により売買契約を締結した者は、締結した売買契約に従って商品の受け渡しおよび清算等の処理を行う。

2. 受け渡しおよび清算等において、売買契約上疑義が生じた場合、売買契約に従って処理を行い、同時に生じた疑義内容および処理内容について、本取引所に報告しなければならない。

(売買手数料の徴収)

第74条 本取引所は、掲示板取引の電力取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 手数料および消費税相当額の徴収は、毎月月末締めで積算し、翌月の月初3金融機関営業日に該当する日に行う。

(約定不調の調査)

第75条 本取引所は、第71条第4項において通知された取消の理由および第72条第2項において通知された売買契約不調の理由について、調査を実施することができる。

2. 前項の調査により、その理由が不相当と考えられる場合、本取引所は当該者に是正を求めることができる。
3. 当該者は、本取引所の調査等に誠意をもって協力するものとする。

第3款 京都メカニズムクレジット取引

(京都メカニズムクレジット取引の実施方法)

第76条 本取引所が仲介を行う掲示板取引の京都メカニズムクレジット取引では、第63条で定める京都メカニズムクレジットの売買を扱い、本取引所は約定の処理までを行う。約定後は、当該取引の当事者間で約定時に決定した条件をもとに売買契約を締結し、この売買契約に基づき京都メカニズムクレジットの受け渡しおよび代金の授受等が行われる。

(京都メカニズムクレジットの定義)

第77条 本取引における京都メカニズムクレジット取引で対象とする京都メカニズムクレジットは、次の各号とする。

- (1) 京都議定書上の排出権で、CDM 理事会により認証された排出削減量(Certified Emission Reduction)

(取引単位)

第78条 京都メカニズムクレジット取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:排出削減量1t

呼値の単位:1円

取引単位:10,000t

受渡単位:10,000t

(入札の方法)

第79条 売買を希望する者は、本取引所の定める様式に必要事項を記載のうえ、本取引所の定める方法で本取引所に掲示を依頼する(以下、本款において、当該掲示を依頼する者を「掲示依頼者」という。)

2. 本取引所は、掲示の依頼内容を確認する。必要があれば、掲示依頼者に掲示内容を証明する資料等の提出を求めることができる。
3. 本取引所は、掲示依頼内容が確認でき次第、速やかに取引システム上に当該掲示を掲載する。
4. 前項の掲示において、掲示依頼者を特定または推定できる情報は掲載しない。

(取引の調整)

第80条 前条で掲示された条件にて売買を希望する者は、本取引所に仮約定に向けた処理を依頼することができる。(以下、本款において、仮約定に向けた処理を依頼する者を「売買希望者」という。)また、売買希望者は、必要な場合、本取引所に取引のさらなる詳細条件について本取引所が定める方法で確認することができる。

2. 本取引所は、前項で確認を依頼された事項について、当該掲示依頼者と売買希望者との仲介を行う。
3. 本取引所が行う前項の仲介において、当該掲示依頼者、売買希望者は相互に匿名とする。
4. 本取引所は、第2項の仲介で交換する情報および本取引所との連絡内容について記録する。

(取引の約定)

第81条 本取引所は、掲示依頼者が依頼した掲示の掲示期間最終日において、京都メカニズムクレジット取引について掲示依頼者、売買希望者双方の売買契約締結の意思表示が合致していた場合、その売買希望者(以下、「仮約定候補者」という。)との取引を仮約定させる。なお、仮約定候補者が複数ある場合は、本取引所は、掲示依頼者に仮約定候補者の希望する取引の詳細条件を開示し、掲示依頼者は、仮約定候補者の中から一社を選定することとする。掲示依頼者が選定した仮約定候補者を本取引所に通知した時点をもって仮約定とする。

2. 前項の仮約定後、本取引所は、当該掲示依頼者、売買希望者双方に名称を除く売買契約締結に必要な主たる情報および第80条で仲介した情報を整理した仮約定確認票を送付する。
3. 当該掲示依頼者、売買希望者は、前項で送付された仮約定確認票を確認し、第1項の売買契約締結の意思について再度確認し、本取引所に通知しなければならない。
4. 前項で売買契約締結の意思について取消を申し出る場合、その理由を付して本取引所に通知しなければならない。
5. 第3項で当該掲示依頼者、売買希望者双方が再確認し、売買契約締結の意思があるとの通知があった場合、本取引所は、当該取引を本約定とする。
6. 本取引所は、前項の本約定後、第2項の仮約定確認票に売買相手先名称を追記した約定確認票を当該掲示依頼者、売買希望者双方に送付する。

(売買契約の締結)

第82条 前条の本約定後、本約定した当事者は、約定確認票に従い速やかに売買契約を締結する。

2. 何らかの理由により売買契約の締結に至らなかった場合、本約定した当事者は、個別にその理由を本取引所に通知する。

(受け渡しおよび清算)

第83条 前条により売買契約を締結した者は、締結した売買契約に従って商品の受け渡しおよび清算を行う。

2. 受け渡しおよび清算において売買契約上疑義が生じた場合、売買契約に従って処理を行い、同時に生じた疑義内容および処理内容について、本取引所に報告しなければならない。

(売買手数料の徴収)

第84条 本取引所は、第81条第5項で本約定した取引について、以下に定める手数料を、本約定した当事者双方から徴収する。

2. 前項に定める手数料は、第81条第6項で通知する約定確認票に記載された売買量につき、10,000tあたり2,000円(消費税相当額込み)とする。
3. 本取引所は、前項の手数料について、毎月月末締めで計算書を作成し、本約定した当事者双方に請求する。

(約定不調の調査)

第85条 本取引所は、第81条第4項において通知された取消の理由および第83条第2項において通知された売買契約不調の理由について、調査を実施することができる。

2. 前項の調査により、その理由が不相当と考えられる場合、本取引所は当該者に是正を求めることができる。
3. 当該者は、本取引所の調査等に誠意をもって協力するものとする。

第3章 金員の移動

(決済対象)

第86条 本取引所は、次の各号の請求額または支払額をその期日毎に合算し、合算の額を本取引所が支払う場合は、取引会員等の指定する金融機関口座への口座振込により支払う。合算の額を本取引所が徴収する場合は、本取引所の指定する金融機関の取引会員等の口座から口座振替(口座引落)により徴収する。

- (1) 第21条に規定するスポット取引の売買代金および第23条に規定する消費税相当額
- (2) 第24条に規定するスポット取引の売買手数料
- (3) 第43条に規定する先渡取引の売買代金(第41条第9項の調整額を含む。)
- (4) 第44条に規定する先渡取引の売買手数料
- (5) 第54条に規定する時間前取引の売買代金および第56条に規定する消費税相当額
- (6) 第57条に規定する時間前取引の売買手数料
- (7) 第74条および第84条に規定する掲示板取引の売買手数料
- (8) 本取引所非化石価値取引規程に規定する売買代金、消費税相当額および売買手数料
- (9) その他本取引所が徴収または交付する金員

第4章 違約処理

(違約処理)

第87条 本取引所は、本規程に規定する事項に違反する者、および取引会員規程第4条および特別取引会員規程第4条により本取引所が認めた者を違約者とする。

2. 本取引所は、取引会員等が違約者となった場合は、第88条および第89条の規定に基づき処理する。

(取引の停止)

第88条 本取引所は、取引会員等が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引会員等に通告するとともに、当該取引会員等の本取引所におけるすべての取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。

(違約者の入札の扱い)

第89条 取引会員等が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引会員等の入札情報は取り消される。ただし、取引会員等が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。

第5章 雑則**(市況の報告)**

第90条 本取引所の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引会員等はこれに類する行為を行うことができない。

(情報の著作権)

第91条 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。

(取引情報の機密保持)

第92条 次の各号に掲げる情報は、取引会員等間に限定し、取引会員等は、取引会員等外に開示または漏洩してはならない。

- (1) 先渡取引における他取引会員等の入札状況および第45条に基づき通知する情報
- (2) 時間前取引における他取引会員等の入札状況および第61条に基づき通知する情報
- (3) 掲示板取引における掲示情報
2. 次の各号に掲げる情報は、情報を得たまたは通知された取引会員等に限定し、当該取引会員等は、第三者に開示または漏洩してはならない。
 - (1) 掲示板取引において、情報連絡等掲示者との交渉で知り得た情報
3. 前二項の規定は、次の各号に定める情報等については適用しない。
 - (1) 本取引所がすでに公開したもの
4. 第1項および第2項にかかわらず、取引に関し他者より委託を受けた取引会員等は、委託元である他者に対してのみ、当該委託取引に係る情報に限り、開示することができる。
5. 前項に基づき開示する場合、取引会員等は開示先に対し、他者に開示または漏洩させてはならない。

(掲示事項)

第93条 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 取引会員規程、特別取引会員規程、業務規程(取引規程,取引規程細則等業務規程を補足する規程等を含む。),市場取引監視委員会規程,市場取引検証特別委員会規程および紛争処理規程
- (2) 取引会員等の加入,脱退に関する事項
- (3) 取引会員等の氏名または商号もしくは名称の変更
- (4) 取引会員等に取引会員規程第21条または特別取引会員規程第19条に規定する過怠金が課せられたとき,その事実と金額
- (5) 取引の差止めもしくは制限またはその解除
- (6) 取引会員等の除名
- (7) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
- (8) 取引の制限等の変更

(9) 前各号の他、本取引所が必要と認める事項

2. 前項各号の掲示期間は、第1号は当該規程が廃止されるまでの間、第2号および第3号は6カ月間、第4号ないし第6号は1カ月間、第7号および第8号はその目的の終了までの間、第9号については本取引所が都度定める。
3. 第1項の掲示があった後は、これらの掲示事項は既知の事実とする。

(天災地変等の場合の特別措置)

第94条 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引会員等が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる特別の措置をとることができる。

- (1) 本規程に規定する売買代金の授受の日時を変更すること
 - (2) 本規程に規定する預託金の授受の日時を変更すること
 - (3) 前二号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること
2. 取引会員等は、前項の規定により行う本取引所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(システム障害の特例措置)

第95条 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による取引注文の執行、金銭の授受、その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
 - (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合によって生じた損害
 - (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じた取引システムの中断、遅滞、中止、データの消失等の損害
 - (4) 取引システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワードの漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引会員等を装い行った取引によって生じた損害
 - (5) その他本取引所の責めに帰すことができない事由により生じた損害
2. 取引会員等が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵が発生した場合、取引会員等が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引所はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

第96条 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引会員等および取引会員等の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。

2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第97条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。

(改定)

第98条 本規程は、法令の変更、広域機関が定める諸規則等の系統利用制度の変更、一般送配電事業者が定める諸規則の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。

2. 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

付則

- 第1条 平成28年2月18日の全面改定は、スポット取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。
- 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。
- 第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。
- 第4条 スポット取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等に通知する。

| | |
|----|------------------|
| 制定 | 平成17年1月31日 |
| 改定 | 平成21年3月6日 |
| | 平成21年7月10日 |
| | 平成21年9月11日 |
| | 平成22年5月13日 |
| | 平成24年6月13日 |
| | 平成25年1月16日 |
| | 平成25年2月21日 |
| | 平成25年6月20日 |
| | 平成27年2月19日 |
| | 平成28年2月18日(全面改定) |
| | 平成28年3月17日 |
| | 平成29年3月28日 |
| | 平成30年4月●日 |

一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の運営する非化石価値取引市場における取引に関する事項等について定める。

(取引対象)

第2条 非化石価値取引市場で取引する対象は、非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下、再エネ特措法という。)第55条1項に規定する費用負担調整機関(以下、調整機関という。)が発行するものをいう。

(休業日・営業日および営業時間)

第3条 本市場の営業は、平日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日)の午前9時から午後5時とする。

2. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
3. 前項の場合には、本取引所は予めその旨を取引参加者に通知する。

(単位等)

第4条 本市場における計算の単位は次の各号のとおりとする。

- (1) 代金その他を計算する場合の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
- (2) 単価等の単位は0.01円とし、その端数は四捨五入する。

(取引資格)

第5条 本市場における取引は、本取引所取引会員規程に規定する取引会員でなければ行うことができない。

(金員の移動)

第6条 本取引所は、本取引所と取引参加者の間に生じる本規程に基づく債権・債務に係る金員の移動については、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動にあわせて行う。

(システム売買方式による取引等)

第7条 本市場の取引は、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「非化石価値取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引参加者が非化石価値取引システムを利用するために必要となる機材等については、取引参加者の責任と負担において用意するものとする。

2. 取引参加者は、本取引所が定める操作方法に従い、非化石価値取引システムを操作しなければならない。
3. 取引参加者は、非化石価値取引システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
4. 取引参加者は、当該取引参加者名によって非化石価値取引システムを通じて行われた取引について、一切の責めを負う。
5. 非化石価値取引システムの稼働時間は、第4条に定める営業日の午前6時から午後8時までとする。
6. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第5項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引参加者に変更後のシステム稼働時間を通知する。

7. 本取引所は、必要があると認めるときは、非化石価値取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。

(禁止行為)

第8条 取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
- (2) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
- (3) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引

(取引の実施方法)

第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、調整機関と取引参加者間に成立するものとする。対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当事者間の仲介を行う。

(商品)

第10条 非化石価値取引市場では、毎年1月から12月に発電されたFIT電気に相当する非化石証書を1商品として取り扱う。

(取引単位等)

第11条 非化石価値取引市場取引の呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位および価格制限は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時あたりの価格

呼値の単位:0.01円

取引単位:1キロワット時

受渡単位:1キロワット時

価格制限:制限を設ける場合は別に通知する

(取引スケジュール)

第12条 取引の実施スケジュールおよび第23条第4項に定める口座移動終了日は、商品毎に本取引所が定め取引参加者に通知する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引参加者に通知する。

(入札受付時間)

第13条 入札の受付時間は、取引実施日(売買の突き合せを行う日)の5営業日前から取引実施日の午後2時までの営業時間内とする。

2. 入札内容は、前項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引参加者に通知する。
4. 本取引所は、必要があると認めるときは、取引を臨時に停止する、または休止することができる。

(入札方法等)

第14条 取引参加者は、買いの入札のみを行うことができる。買い入札は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに希望する買値および量を指定して入力することにより行うものとする。但し、同一価格での複数入札は出来ない。

2. 本取引所は、調整機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第29条第1項の規定により決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を調整機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。
3. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。
4. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。

(約定)

第15条 約定処理は、マルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買入札価格とする方式)とする。買入札価格の高いものから約定として処理を行い、残りの売り入札量が、同一買入札価格での入札量の和を満たさない場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することとし、生じた端数はランダムに当該価格で入札したものの中から割り当てる。

2. 前項で約定した買入札の約定価格は、入札価格とする。

(約定の通知)

第16条 本取引所は、取引の約定結果を、速やかに当該取引参加者に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 約定量
 - (2) 約定合計金額
3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

(取引の決済)

第17条 買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所は、前項の規定にかかわらず必要があるときは、調整機関に代って取引に対する債権について、当該債権を行使することができる。

(決済の時期)

第18条 取引の決済日は、第16条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。

2. 本取引所は、売り代金(買い代金の合計額)を前項と同日に調整機関の指定する銀行口座に振り込むことにより決済する。

(消費税相当額)

第19条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税。以下同じ。)につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、調整機関に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第20条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、買い手から売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料は、商品毎に本取引所理事会が定め、前年度3月末までに売買手数料を公開する。

3. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
4. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。

(受け渡しの方法および日時)

第21条 第15条で約定した非化石証書の受け渡しは、本取引所で用意する取引参加者毎の非化石証書管理口座で管理する量の増減によって行われたものとする。

2. 前項の受け渡しは、第18条の決済の確認後に行う。

(公開する情報)

第22条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。

- (1) 約定量
- (2) 約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格
- (3) 入札参加会員数および約定会員数

(口座の管理)

第23条 本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。

2. 前項は非化石証書の商品毎に管理するものとする。
3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。
4. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。

(違約処理)

第24条 本取引所は、本規程、本取引所取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反する者を違約者とする。

2. 本取引所は、取引参加者が違約者となった場合は、第25条および第26条の規定に基づき処理する。

(取引の停止)

第25条 本取引所は、取引参加者が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。

(違約者の入札の扱い)

第26条 取引参加者が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引参加者の入札情報は取り消される。ただし、取引参加者が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。

(市況の報告)

第27条 本市場の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引参加者はこれに類する行為を行うことができない。

(情報の著作権)

第28条 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。

(揭示事項)

第29条 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 本取引所の各種規程
 - (2) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
 - (3) 取引の制限等の変更
 - (4) 前各号の他、本取引所が必要と認める事項
2. 前項各号の揭示期間は、第1号は規程が廃止されるまでの間、第2号および第3号はその目的の終了までの間、第4号については本取引所が都度定める。
 3. 第1項の揭示があった後は、これらの揭示事項は既知の事実とする。

(天災地変等の場合の特別措置)

第30条 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引参加者が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる特別の措置をとることができる。

- (1) 本規程に規定する売買代金の授受の日時を変更すること
 - (2) 前号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること
2. 取引参加者は、前項の規定により行う本取引所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(システム障害の特例措置)

第31条 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による取引注文の執行、金銭の授受、その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
 - (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合によって生じた損害
 - (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じたシステムの中断、遅滞、中止、データの消失等の損害
 - (4) システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワードの漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引参加者を装い行った取引によって生じた損害
 - (5) その他本取引所の責めに帰すことができない事由により生じた損害
2. 取引参加者が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵が発生した場合、取引参加者が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引所はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

第32条 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引参加者および取引参加者の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。

2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第33条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。

(改定)

第34条 本規程は、法令の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。

2. 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

制定 平成30年3月●日